

平成 29 年度生駒市一般会計補正予算説明資料

こども課 私立保育所等整備補助金（小規模保育事業）

【補正理由】

市内社会福祉法人が小規模保育事業を実施されるにあたり、保育対策総合支援事業費補助金を交付するため、当初予算で 2 法人分を計上しているが、待機児童解消に向け更なる施設整備が必要であり、新たに 2 法人分の事業費に係る歳入歳出予算を補正する。

私立保育所等整備補助金

小規模保育事業を実施する事業者（社会福祉法人）に対し、賃借料及び施設改修費の補助金を交付する。

負担割合 国 : 市 : 事業者 = 2/3 : 1/12 : 1/4

効 果

小規模保育所受入園児数

| | 園 数 | 最大定員 | 受入数 |
|------|-----|------|------|
| 当初予算 | 2 園 | 19 人 | 38 人 |
| 補正予算 | 2 園 | 19 人 | 38 人 |
| 合 計 | | | 76 人 |

【補正額】

歳入 32,000,000 円 × 2/3 補助 × 2 法人 = 42,666,667 円

歳出 32,000,000 円 × 3/4 補助 × 2 法人 = 48,000,000 円

教育総務課 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費

【補正理由】

学校教育法第19条に基づき、当該年度の市民税所得割課税額が基準以下の世帯に対し、国の要保護児童生徒就学援助費予算単価に準じ、就学援助費を支給している。

その中の新入学児童生徒学用品費の支給について、援助が必要な児童生徒の保護者を対象者とし、現在5～6月に申請を受け付け、審査の上認定された者に対して9月に支給している。

今般、国の「要保護児童生徒補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」に準じて、平成30年度入学予定者から、就学する年度の開始前の3月に支給ができるように歳出の補正をする。

| | | | | | |
|-----|------|-----|----|----|----|
| 現行 | | | | | |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |
| 周知 | 申請 | | 審査 | 通知 | 支給 |
| 改定後 | | | | | |
| 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| | 事前周知 | | | 周知 | 申請 |
| | | | | 審査 | 通知 |
| | | | | | 支給 |

なお、単価については改定をせずに現行単価の平成28年度の国予算単価（小20,470円、中23,550円）で据え置く。

（※平成29年度国予算単価は小学生40,600円、中学生47,400円）

【補正額】

歳出 小学校 20,470円×100名＝2,047,000円

中学校 23,550円×100名＝2,355,000円